二	（略）
三	日本産業規格に定められた種類が明らかな鋳鋼
四	（略）
五	日本産業規格に定められた種類が明らかな鋳鉄
六	（略）

（略）	
当該種類の鋳鋼について日本産業規格に定められた引張強さの最小値の六分の一	
（略）	
当該種類の鋳鉄について日本産業規格に定められた引張強さの最小値の八分の一	
（略）	

2　前項の規定にかかわらず、ボイラー構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十七号）第一編の規定に適合する小型ボイラー（以下「特定規格適合小型ボイラー」という。）については、材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料（二の項及び三の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の三・五分の一 二　材料の使用温度における引張強さの三・五分の一 三　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の一・五分の一 四　材料の使用温度における降伏点又は〇・二パーセント耐力の一・五分の一（オーステナイト系ステンレス鋼鋼材であって、都道府県労働局長の認めた箇所に使用されるものについては、材料の使用温度における〇・二パーセント耐力の九十パーセントとすることができる。）
二　鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち熱処理等により強度を高めたボルト（三の項に掲げるものを除く。）	一の項から求めた値及び次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の五分の一 二　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の四分の一
三　鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち材料の使用温度が当該材料のクリープ領域にある場合	次に掲げる値のうち最小のもの 一　当該温度において千時間に〇・〇一パーセントのクリープを生ずる応力の平均値

（新設）

二	（略）
三	日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかな鋳鋼
四	（略）
五	日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかな鋳鉄
六	（略）

（略）	
当該種類の鋳鋼について日本産業規格又は日本工業規格に定められた引張強さの最小値の六分の一	
（略）	
当該種類の鋳鉄について日本産業規格又は日本工業規格に定められた引張強さの最小値の八分の一	
（略）	